

第 22 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 4 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年4月28日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2		3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14		15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19					

4. 欠席委員 3 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14		15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 太 郎	17		18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	生 内 米 生	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第73号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第74号 非農地証明願について

報告 第72号 農地法第4条の届出について

報告 第73号 農地法第5条の届出について

報告 第74号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第75号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第34号 農用地利用集積等促進計画（案）について

協議 第35号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	太 田 康 晶	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課	河 野 泰 智	北浦産業建設課 専門主事	木 野 宮 雅 敬	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 22 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番、片伯部隆委員と委員番号 16 番、安藤重徳委員のお二人にお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第 73 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 74 号 非農地証明願についてまでの議案 2 件、報告案件 4 件、協議案件 2 件となっています。
議 長	それでは、議案第 73 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。 整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は北方町曾木の畑 888 m ² です。譲渡人も譲受人も北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大です。 先日 25 日に、甲斐正太郎推進委員と私と代理人の方とで現地調査を行いました。現地は山の裾にありまして草も若干生えていましたが、支障をきたすほどではなく、地域との調和要件等も何ら問題はありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番から整理番号 6 番までについて、委員番号 12 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。

遠 田 委 員 議 長	委員番号 12 番の遠田です。整理番号 2 番から 6 番までについてご説明いたします。2 番から 6 番は譲受人が同じ方となっておりますので、併せてご説明いたします。 先ず整理番号 2 番、農地の所在は尾崎町と祝子町で、地目は田、面積は合計で 1,168 m²です。譲渡人は祝子町在住の方です。 次に整理番号 3 番、農地の所在は夏田町と尾崎町と祝子町で、地目は田 5 筆と畑 2 筆、面積は合計で 3,537 m²です。譲渡人は相続財産清算人となっております。 次に整理番号 4 番、農地の所在は夏田町で、地目は田、面積は 699 m²です。譲渡人は夏田町在住の方です。 次に整理番号 5 番、農地の所在は祝子町で、地目は田、面積は 347 m²です。譲渡人は祝子町在住の方です。 次に整理番号 6 番、農地の所在は尾崎町で、地目は田、面積は 495 m²です。譲渡人は尾崎町在住の方です。 すべて譲受人は祝子町在住の方となっております。経営状況は 42,756 m²で労力人は 1 人、理由は経営規模拡大です。 今月の 26 日に、私と松田純二推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。整理番号 2 番 4 番 5 番 6 番につきましては、これまでも譲受人の方が耕作をされていて、今後も同じような作方で続けていくという話でした。整理番号 3 番につきましては、新たに取得する農地でして、農地を見て回りながら今後の作付け計画の話を聞きました。本人はすべての農地を作付けする計画を立てていまして、ここには何を植えるここには何を植える、という話をしていました。 その中で、入り口が無い農地等も 1 枚程含まれており、ちょっとこのままにしていると耕作放棄地になる可能性があるなあという農地でしたので、そちらの農地に関して、今後草刈り等の管理をどうしていくかという話を聞きました。それで、果樹を植えるかもしれないという話をしていたましたが、隣の田んぼ等との調和を考えるとちょっと難しいのではないかという話になりまして、今後隣の田んぼの地主さんと話をしてみようかという風に持っていきましようかという話をして帰りました。 今後とも一緒になって考えて、新たに取得した農地の活用法等は協議してまいりたいと思っております。ただ本人としましては、耕作するのに問題はないということなので、調和要件も問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 次に、整理番号 7 番から整理番号 8 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
--	---

高橋委員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 7 番から整理番号 8 番についてご説明いたします。農地の所在は 7 番が土々呂町 5 丁目、地目は田、面積が 221 m²、8 番が土々呂町 5 丁目、地目は田、面積が 305 m²です。理由は等価交換だそうです。 4 月 24 日に、私と岩切伸行推進委員とお茶農家の息子さん立会いの下現地調査を行いました。譲渡人譲受人共に土々呂町在住の方です。片方の畑が谷側にあり、大雨等で雨水が溜まって野菜ができないので、交換してくれないかということで話がまとまったそうです。地域との調和要件等何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号 9 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧野委員	委員番号 15 番の牧野です。整理番号 9 番についてご説明いたします。農地の所在は小野町、地目は田、面積が 935 m²です。譲渡人は旭町 1 丁目在住の方で、譲受人は塩浜町 4 丁目在住の方です。状況は 4,144 m²で、経営規模拡大です。 4 月 24 日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。現況は畑になっておりましてイタリアンが植えてありました。今後は野菜を植えてやっていきたいという趣旨がありました。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号 10 番 11 番について、委員番号 16 番、安藤重徳委員より説明をお願いいたします。
安藤委員	委員番号 16 番の安藤です。整理番号 10 番と整理番号 11 番は関連がございますので、併せてご説明いたします。農地の所在はいずれも北川町長井で、譲渡人譲受人共に北川町長井在住の方です。 4 月 23 日に、岩佐美基推進委員と私と整理番号 10 番 11 番其々の譲受人 4 人で現地調査を行いました。この土地は田で、536 m²と 563 m²の交換の案件になります。20～30 年前からこのような交換という形で両方共作付けされてたようですが、今回正式に登録しなおすということで、この申請となりました。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 12 番から整理番号 13 番までについて、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号 18 番の松田です。整理番号 12 番から整理番号 13 番までについてご説明いたします。農地の所在は小川町で隣接地、地目が田、面積は 2,019 m²と 1,954 m²です。譲渡人は神奈川県在住の方で、譲受人は其々中島町 1 丁目と小川町在住の方です。譲受人の経営状況はどちらも 8 反以上作っておりまして、経営には何ら問題ないと思われます。 4 月 22 日に、私と酒井渡推進委員と譲受人とで現地を調査いたしました。譲渡人本人は来れなかったんですけれども、元々この 2 枚の田は現在この 2 人が耕作している田で、譲渡人は延岡市には帰ってこないのので 2 人に贈与ということになりました。各々の地域との調和要件も其々問題ないという状況でございました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。 全体説明をする前に、遠田委員より説明がありました整理番号 3 番についてですが、1 枚今後の作付けについて懸案があるということですので、事務局としましても、今後農業委員さんや推進委員さんの話も聞きながら、継続的に見守りをしていきたいと考えております。 では、配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 13 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件等問題ないとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしということなので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い

		いたします。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長		続きまして、議案第 74 号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員		委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で、畑 1 筆の 787 m ² です。申請人は北方町曾木地区在住の方で、理由としましては、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。 先日 25 日に、私と甲斐正太郎推進委員と甲斐詳三推進委員と代理人の方も立会いで現地調査を行いました。この農地は栗の木もありましたが雑木も相当ありまして、殆ど伸び放題で手入れもされていないようでありました。非農地許可相当かなと 3 人で話したところであります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
委 員		異議なし。
議 長		異議なしということなので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長		以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。

事務局	それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第 72 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。 議案書の 9 ページに記載しておりますが、3 件の届出があり、田 1 筆の 22 m²、畑 3 筆の 1,003.61 m²、合計 1,025.61 m²の転用となっております。 次に、報告第 73 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 11 ページから 13 ページに記載しておりますが、14 件の届出があり、田が 12 筆の 4,181.95 m²、畑が 9 筆の 3,246 m²、計 21 筆の 7,427.95 m²の転用となっております。 次に、報告第 74 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 15 ページから 16 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、田 20 筆のみの 10,821 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 75 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 18 ページから 24 ページをご覧ください。今回 16 件の届出があり、田が 72 筆の 33,038 m²、畑が 71 筆の 25,905.6 m²、計 143 筆の 58,943.6 m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委員	ありません。
議長	無いようなので、私から一ついいでしょうか。 報告第 75 号相続届出のあっせん等の希望で有という所が何件かあるのですが、これはあっせん委員の指名には上がらないのでしょうか。
事務局	はい。有になっている所で、あっせん委員の指名に条件が合致するものについては、後日又あっせんの申請を出して頂きたいと考えております。 農振農用地で 1,000 m²以上の農地でしたら、あっせん委員の指名の議案案

		件として取り扱いが出来るのですが、川島の案件については面積が 1,000 m²ないため、委員の指名には載らないんですけれども、こちらにつきましては個別に担当の農業委員さん推進委員さんにお話を聞いたりして、お繋ぎしていこうと考えております。 以上で報告を終わります。
議	長	他ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	ないようですので、報告を終わります。
議	長	次に協議第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	局 こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 26～27 ページになります。整理番号 1 番 2 番が下南方地区、整理番号 3 番が東延岡地区、整理番号 4 番が黒岩地区、整理番号 5 番から 8 番が下祝子地区、整理番号 9 番 10 番が東海地区、整理番号 11 番から 14 番が行藤地区、整理番号 15 番が個別での促進計画となっております。 次に、議案書 28 ページから 29 ページが耕作者変更の促進計画となっております。整理番号 1 番 2 番が細見・小川地区、整理番号 3 番から 21 番が北延岡地区の促進計画となっております。 今回の促進計画では、27 ページの表下にあるとおり 10 人の出し手から 15 筆、15,475 m²の農地を個人 7 人と 2 法人に配分しますとともに、耕作者変更については 29 ページの表下にあるとおり 7 人の出し手から 21 筆、11,696 m²の農地を個人 4 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものとしたし

議 長	ます。 次に協議第 35 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてですが、先日 4 月 18 日に「第 4 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」を開催いたしましたので、その報告を花畑志良一副委員長よりお願いいたします。
花 畑 委 員	委員番号 3 番の花畑です。検討委員会の報告をさせていただきます。 先日 4 月 18 日に第 4 回延岡市農業委員会に関する検討委員会を開催いたしました。 検討委員会の内容は、「令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）」についてと「その他」について協議を行いました。 まず、令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）についてですが、はじめに、事務局から全体的に説明がなされました。 別冊協議資料の最初の 1 ページ目ですが、農家・農地等の概要は統計上の数値であり、耕地面積は田が 1,700 ha、畑が 831 ha、計 2,530 ha になっているとの説明がありました。 次に 2 ページ目の活動の成果目標について、まず農地の集積ですが、これまでの集積面積や集積率は記載のとおりとなっております。課題としては、農業従事者の減少や高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等が効率化の妨げとなっていることや、基盤整備の遅れから集積が進みにくいといった説明がありました。 次に、遊休農地の解消ですが、6 年度の利用状況調査の結果から数値は記載のとおりとなっております。課題としては、鳥獣被害等による遊休農地の増加見込みや、農地の山林原野化による利用ができないと見込まれる土地が相当数あるなど、厳しい状況にあるという説明がありました。 次に 3 ページ目の新規参入の促進ですが、6 年度の新規参入者は 8 経営体となっております。課題としては、就農相談はあるが初期投資が多額になることや、技術習得の受入先、場所確保の困難等もあるため実際の就農に至らないことが多いという説明がありました。 次に活動の日数目標についてですが、1 人当たりの活動日数を月に 10 日ということで、前年度の 8 日から上げた形となっております。活動強化月間は 11 月、12 月、1 月と昨年度に引き続き 3 回の設定としているとの説明がありました。 最後に、新規参入相談会への参加目標ですが、1 月に農地相談会にて就農相談など助言等を行うこととしているとの説明がありました。 以上の説明に対し、委員から「国が求めている活動日数は何日か」との

	質問がなされ、事務局より「委員全体の平均で月 10 日以上となっているが 6 年度実績は 11.1 日だった。その場合、月額で 1 万 4,000 円から 1 万 5,000 円の最高額の交付金がもらえる」との説明がありました。 また、「活動日誌」に関して、委員より「昨年、先進地視察で学んだ、とにかく活動したことを何でも書くという宮崎方式に習って、事務局からも委員に話をしてもらいたい。この 10 日については、国から評価されるよう農業委員会でやるべきだ」との意見も出されております。 以上のとおり、説明質疑を経て了承いたしました。 なお、関連して「活動の点検・評価」の記入の仕方についても、事務局より説明が行われました。 次に、その他についてですが、はじめに令和 7 年度の農業委員会活動のスケジュール（案）の説明がありましたが、特に意見もなく了承いたしました。 次に、先進地視察について、事務局より「今年度も視察先など予定を立てたいが、日程だけでも早く決めた方がいい」との説明があり、委員に希望を聞いたところ「アンケートを取ったらどうか」との意見があったことから、本日、皆様に視察研修アンケートの回答をお願いすることとなりました。 このほか、事務局から「加算報酬の支払い」と「3 条相続届出に関する議案の取扱い」について事務連絡が行われましたが、後ほど事務局から説明があるかと思います。 以上で、第 4 回延岡市農業委員会に関する検討委員会の報告を終わります。
議 長	ただいま、検討委員会の報告がありましたが、事務局から何か補足はありませんか。
事 務 局	ただいま報告の中でもありました通り、活動日数につきましては、令和 6 年度は皆様の日頃の熱心な活動によりまして月平均 11 日という確かな成果が出ておりまして、令和 7 年度の交付金につきましては 200 万円程の増加が見込まれ、その分報酬に反映できるものと大変感謝をいたしております。よって国の方針も踏まえまして今後も継続するという事で、昨年の 8 日から 10 日へと目標を見直しさせていただいております。 この最適化活動につきましては、皆様の活動の見える化を図るべく平成 28 年度法改正によりまして制度化されたもので、対外的に示すことが必要であります。現在ご承知の通りお米の値段の高騰など報道等ではありますが、本市の農業におきましては、高齢化や農業者の減少等により使

		われない農地が増えていく恐れがあり大変厳しい状況にあります。従いまして、農地を使えるうちに使える人に繋いでいくということも大事であります。このため農業委員や推進委員の皆様におかれましては、今後ともそれぞれの地区におきまして、農地の見守りや農家への声掛けなどの日常活動はもとより、所有者や耕作者の意向把握、地域での話し合いの参加など積極的に行うとともに、活動したことを記録簿へ何でも書くということを徹底して取り組んで頂きますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、副委員長報告と事務局より説明がありましたが、内容につきまして質問はございませんか。
議	長	私の方からいいでしょうか。ただ今事務局の方からの説明で、令和6年度は平均して11日を超しておりますけれども、全員が10日以上やらないと平均では満足するような交付金はもらえません。その交付金は活動した人達の報酬等に充てられますけれども、全体の研修等にも使われるようですので、令和7年度は皆さん全員10日以上活動クリアしていただいて、皆でどこか視察研修にでも行きたいなと思っております。 そういったことで、我々の任期も1年と後3ヶ月程ですが、後1年という気持ちになって、令和7年度は活動日数10日以上をクリアするような意気込みで各農業委員さん推進委員さん頑張っていたらいいかなあという風に思ってますので、よろしくお願いいたします。 活動記録簿の件も、皆さんはここまで書いてもいいんだろうかという考えもあって全部記入されていない方がおられると思いますので、例えば田んぼや畑に出た際に隣の畑をちょっと見て異常はなかったとか、そういったことでもいいそうです。分からない所があったら事務局にでも連絡してもらえれば結構かと思いますので、よろしくお願いいたします。
議	長	他、何かございませんか。
議	長	松原さん。
松	原	はい。推進委員番号18番の松原です。最適化活動の中で農育（農業教育）が入っていないと言い続けているのですが、延岡市も県も国も認めてないという話です。ですが、この前の農業新聞に福岡県で農業委員会が全体で小学校とかに出向いて農業体験学習等をやっているという取り組み記事が出ていました。そんなのを見ると私は徐々に変わってきたなあと思うんです。

	私達も後 5 年したら歳をとって動けなくなり、田や畑は荒れまくりです。私は今年も田植えとかの農業体験をやる予定にしているのですが、代掻きとか全部私がやっているんです。苗代、育て方とかも全部教えているんですけど、そうやってても農業委員や推進委員の仕事ではないとカウントされません。ですが、本当に必要なのは人を呼び込んで皆で一緒にやる、誰か一人に任せるというやり方はこの田畑が狭い北浦町では通用しないと思うんです。子ども達一人でもいいから農業に興味を持たせ、5 年後 10 年後、りっぱな農業従事者になって帰って来てもらうというそんな活動を最適化活動としてカウントして欲しいと思っています。
議 長	今の件に関して事務局の方から何かございませんか？
事 務 局	今の件は食育になってくると思うんですけど、一応今のところは県や農業会議の方に聞いても、その分については最適化活動には含まれていないということです。ですが、そういう話があることは伝えておきますので、ご了承ください。
議 長	他にございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議 長	それでは、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局	(事務局より説明)
議 長	以上を持ちまして第 22 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲 斐 壽 徳

4 番 片 伯 部 隆

16 番 安 藤 重 徳